

平成 29 年度～平成 31 年度
OSAKAしごとフィールド運営委託事業にかかる
企画提案公募要領

大阪府では、就職に困難性を有する方の就職支援に取り組むとともに、府内中小企業とりわけ「製造」「運輸」「建設」業界の人材確保支援を実施するため、OSAKAしごとフィールド運営委託事業を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※本事業は「平成 29 年 2 月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立及び国における事業交付決定を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり効力は発生しません。また、国において事業決定がなされなかった場合や交付金の減額・事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

1 事業名

OSAKAしごとフィールド運営委託事業

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府では、平成 25 年 9 月に総合就業支援施設「OSAKAしごとフィールド」を設置し、若者、女性、中高年齢者、障がい者等の就業を支援するとともに、中小企業の人材確保に取り組んできたところである。この間、労働市場の大幅な改善がみられたが、それでもなお、就職を希望するにもかかわらず就職につながらない、もしくは就職しても継続して就業することができない求職者の存在など、様々な課題が顕在化してきた。

また、人口減少社会において中小企業における人材不足は深刻な状況にあり、特に「製造」「運輸」「建設」業界の人材確保は喫緊の課題となっている。

このため、平成 29 年度以降のOSAKAしごとフィールドでは、そういった社会環境の変化や中小企業のニーズを的確に把握し、新たな政策課題に対応する支援策を研究するとともに、先駆的に課題解決に取り組むこととしている。そのためには、大阪府がこれまで蓄積してきた就職支援のノウハウだけでなく、民間事業者の知識やノウハウも最大限に活用し、大阪府と民間事業者が協働しながら調査・研究を行い、課題解決を図っていくことが必要である。

そこで、平成 29 年度から平成 31 年度までOSAKAしごとフィールドで実施するセミナーや広報の企画、公共職業訓練の実施、データベースシステム開発・運用等について、民間事業者の知識やノウハウを活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

(2) 事業概要

OSAKAしごとフィールド運営委託事業は、大きく分けて以下の 4 つの事業で構成されてお

り、これらの事業を組み合わせ、求職者の就業・定着支援や企業の人材確保支援を効果的・効率的に実施する。

(A) OSAKAしごとフィールド運営事業

若者、女性、中高年齢者、障がい者（とりわけ精神障がい者と発達障がい者、またはその可能性を有する人）、難病患者等の就職を希望するあらゆる求職者に対して、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援を行うとともに、就職決定後の定着支援を実施する。

(B) 女性・若者働き方改革推進事業

OSAKAしごとフィールド内に「地域働き方改革包括支援センター（仮称）」を設置し、人材確保に課題を抱える「製造」「運輸」「建設」の3業界を中心に、企業における職場環境の整備や業界の魅力発信に向けた支援を行う。

また、女性や若者を対象に、「事務職志向」からの職種志向の拡大・転換を促し、「製造」「運輸」「建設」の3業界を中心に、中小企業の人材確保を支援する。

(C) 企業主導型保育推進事業

内閣府において平成28年度に創設された「企業主導型保育事業」について、事業実施団体である公益財団法人児童育成協会より委託を受け、大阪府を中心とする京阪神地区の企業等を対象に「企業主導型保育事業」の普及促進及び保育施設の設置に係るPRや相談、コンサルティングを実施する。

加えて、企業主導型保育事業を活用した保育施設のネットワークを構築して、企業主導型保育事業により設置された保育施設に関する情報を利用者に対して提供する。

なお、市町村に対する広報や保育士確保の支援等に係る業務については、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と連携のうえ実施する。

(D) 公共職業訓練事業

OSAKAしごとフィールドの総合就業支援機能を最大限活用して、就職活動に困難性を有する学生等が早期の就職を実現するための職業訓練と就職支援を行う。

なお、OSAKAしごとフィールド運営委託事業は上記4事業を1つの受託事業者が実施するものであるが、委託契約は「(D) 公共職業訓練事業」とそれ以外に分けて締結する。

(3) 委託上限額

① OSAKAしごとフィールド運営委託事業のうち「(D) 公共職業訓練事業」以外

※商工労働部雇用推進室就業促進課において契約

291,149,199円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【各年度の委託上限額】

平成29年度 130,927,231円

平成30年度 80,110,984円

平成31年度 80,110,984円

※個別事業ごとの委託上限額は仕様書参照

※平成30年度及び平成31年度の委託上限額は（A）事業分のみであり、（B）及び（C）

事業の分は含まれていない。(B)及び(C)の事業にかかる平成30年度以降の契約については未定であり、継続される場合においても、事業の実施効果、予算の状況等により再度公募を行うことがある。

② OSAKAしごとフィールド運営委託事業のうち「(D) 公共職業訓練事業」

※商工労働部雇用推進室人材育成課において契約

1, 944, 000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※(D)の事業は平成31年度まで実施する予定であるが、上記金額は平成29年度分のみであり、平成30年度及び平成31年度の実施については、国との協議が成立することを前提とする。また、平成30年度以降の契約については未定であり、継続される場合においても、事業の実施効果、予算の状況等により再度公募を行うことがある。

2 スケジュール

平成29年2月17日(金曜日)	公募開始
平成29年2月27日(月曜日)	説明会開催
平成29年3月6日(月曜日)	質問受付締切
平成29年3月21日(火曜日)	提案書類提出締切
平成29年3月下旬頃	選定委員会
平成29年4月上旬頃	契約締結
平成29年5月1日(月曜日)	事業開始
平成32年3月31日(火曜日)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(但し、(4)の要件については共同企業体構成員の代表者が、(10)の要件については共同企業体構成員のいずれかが満たすこととする。)

- (1) 公募参加者(共同企業体構成員を含む)が法人格を有さない場合は、いわゆる「権利能力なき社団」の成立要件を満たしていること(個人では参加できないものとする)。また、その代表者が次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (2) 次のア、イのいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。但し、府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱（平成28年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成23年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)アに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)アに掲げる者を除く。）でないこと。
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (10) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成29年2月17日（金曜日）から平成29年3月14日（火曜日）まで

(土曜日、日曜日を除く。午前 10 時から午後 6 時まで)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課就業支援グループ

住 所：大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 11 階

電話番号：06-6360-9071

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、雇用推進室就業促進課ホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/proposal/index.html>)からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

平成 29 年 3 月 15 日(水曜日)から平成 29 年 3 月 21 日(火曜日)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 21 日(火曜日)は午前 10 時から正午まで)

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

※提出する際は必ず提出日の 2 営業日前までに受付時間を予約すること(受付は 30 分から 1 時間程度かかると見込んでいます)。予約先電話番号は、上記イの受付場所電話番号のとおりです。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下の書類は応募代表者が提出するものとします。）

提出書類(様式番号)	様式内容	備 考
ア(様式第1号)	応募申込書【11部】	11部のうち、代表者印を押印したもの(正本)は1部で可。
イ(様式第2号)	企画提案書【11部】	様式の記載欄を適宜拡張して使用。40ページ以内。
ウ(様式第3号)	応募金額提案書【11部】	
エ(様式自由)	事業スケジュール【11部】	
オ(様式自由)	事業の実施体制【11部】	各構成員の役割分担等が明示されているもの。
カ(様式第4号)	事業実績申告書【11部】	OSAKAしごとフィールドと同様に支援拠点を構えて行った就職支援事業や求職者の集客を行った事業など、類似性のある事業の実績を申告すること。
キ(様式第5号)	障がい者の雇用状況についての報告書【正本1部のみ】	常用雇用労働者数が50人以上の場合は、様式第5号の代わりに公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』の写しを提出すること。 ※平成28年6月1日現在の状況について記載したもので、公共職業安定所の受付印のあるもの。(電子申請により提出された場合は、申請書をプリントアウトしたもの)
ク(様式第6号)	誓約書(参加資格関係)【正本1部のみ】	
ケ(様式第7号)	誓約書(暴力団排除関係)【正本1部のみ】	共同企業体で参加する場合は、全構成員分が必要。
コ(様式第8号)	委任状【正本1部のみ】	代表者から支店長等に提案及び契約の権限を委任する場合のみ必要。

全事業共通

提出書類(様式番号)	様式内容	備 考
サ(様式第9号) ①様式第9-1号 ②様式第9-2号 ③様式第9-3号 ④様式第9-4号 ⑤様式第9-5号	【各正本1部のみ】 ①共同企業体届出書 ②業務委託共同企業体協定書の写し ③委任状 ④使用印鑑届(代表構成員が代表取締役の場合) ⑤使用印鑑届(代表構成員が受任者の場合)	共同企業体で参加する 場合に提出。

提出書類(様式番号)	様式内容	備 考
シ(様式第10号)	公共職業訓練企画提案書【11部】	
ス(様式第11-1号から 様式第11-2号)	訓練実施運営体制【11部】	「職業訓練サービスガイドライン研修」を受講している場合は、受講者の修了証の写しも提出すること。【正本1部のみ】
セ(様式第12-1号から 様式第12-3号)	就職支援体制【11部】	
ソ(様式第13号)	講師名簿【11部】	
タ(様式第14号)	使用教材一覧表【11部】	
チ(様式第15号)	公共職業訓練実施経費見積書【11部】	

◆添付書類

上記応募書類に加え、下記書類を添付して提出してください。共同企業体で参加する場合、法人に関する書類は共同企業体を構成する全法人分が必要です。

テ 定款又は寄付行為の写し(学校法人の場合は加えて学則)【1部】(提出の日において3か月以内の日付で原本証明してください。)

※権利能力なき社団の場合は、定款・寄付行為に類するもの(団体の規約等)

ト 履歴事項全部証明書【原本1部】(提出の日において発行日から3か月以内のもの)

※権利能力なき社団の場合は、代表者にかかる下記書類を提出してください。

① 本籍地の市区町村が発行する身分証明書【原本1部】(提出の日において発行日から3か月以内のもの)

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

② 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明【原本1部】(提出の日において発行日から3か月以内のもの)

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ナ 納税証明書【原本各1部】(未納がないことの証明:提出の日において発行日から3か月以内のもの)

※権利能力なき社団の場合は、その代表者分を提出してください。

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

※大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税事務所が発行する都道府県税（全項目）の納税証明書

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ニ 直近の「概算・確定保険料申告書」及び直近2年間の「労働保険料領収書」の写し【1部】

ヌ 財務諸表の写し【1部】（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

ネ 最新の営業・事業活動及び事業所規模等が明記された資料等【1部】

（例）会社概要・事業報告書 等

ノ 人事関連規程・労務関係書類一式【1部】

人事関連規程（就業規則、給与規程、退職金規程、パートタイマー就業規則、契約社員就業規則、個人情報保護規程、出張規程 等）、賃金台帳（表紙及び最終記入頁）、給与明細様式、雇用保険適用事業所台帳、給与支払事務所等の開設届出書、労働保険関係成立届 等

※法令に基づく労働基準監督署等への届出義務の有無に関わらず、提出を必須とする。

ハ ジョブ・カード講習登録証及び就職支援に関する資格証の写し【1部】

（例）ジョブ・カード作成アドバイザー証 等

ヒ (A)～(D) 事業の業務に携わる者の資格等の写し・経歴を示すもの【様式自由：1部】

※仕様書で必要な資格・経験等を求めている職員（仕様書7(2)(A)(サ)、(B)(キ)、(C)(キ)、(D)[別添6-1]9・10参照）や、提案事業の実施にあたり有資格者等の配置が必要な場合の配置職員について、資格等の写し、経歴を示すものを提出してください。

（例）技能検定合格証書 等

フ その他事業実施に必要な要件が証明できる書面【1部】

（例）有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業届出書（許可証）の写し 等

【提出部数】

応募書類は正本1部と副本10部、合計11部を提出してください（部数指定のあるものを除く）。

添付書類は各1部で結構です。

※応募書類11部中、原本を含む5部はカラー刷りとしてください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。
- ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
＜記入例＞ 「OSAKAしごとフィールド運営委託事業」提案書 正本
株式会社〇〇（法人名等）
- エ 受付期間終了後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件提案公募への参加資格を失うものとします。
- カ 応募内容については、補足説明等を依頼することがあります。

5 説明会の開催

本事業については、詳細な説明をお聞きいただきたいため、提案予定者はご出席いただきますようお願いいたします。

(1) 開催日時

平成29年2月27日（月曜日） 午後3時から午後5時まで

(2) 開催場所（地図参照）

エル・おおさか本館11階 セミナールーム（大阪市中央区北浜東3-14）

(3) 申込方法

ア 参加事業者名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を電子メール

（shugyosokushi.n@sbox.pref.osaka.lg.jp）でお申込みください。

イ 口頭または電話による申し込みは受け付けません。

ウ 「件名」の初めに「【説明会申込：OSAKAしごとフィールド運営委託事業】」と明記してください。

(4) 説明会への申込期限

平成29年2月24日（金曜日）午後5時まで

(5) 説明会資料の配布

説明会において公募要領及び仕様書（様式含む）は配布しません。事前に入手したものを持参してください。

※エル・おおさかの地図（配布・受付場所及び説明会会場）



■最寄駅

- 京阪・地下鉄谷町線「天満橋」駅より西へ300m
- 京阪・地下鉄堺筋線「北浜」駅より東へ500m

6 質問の受付

(1) 受付期間

平成29年2月27日（月曜日）から平成29年3月6日（月曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールアドレス（shugyosokushin@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けします。

ア 「件名」の初めに「【質問：OSAKAしごとフィールド運営委託事業】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話での到達確認をお願いします。ただし、電子メールでの到達確認のみで、電話での質問は一切受け付けません。

<確認先>大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課就業支援グループ

電話：06-6360-9071（土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後6時まで）

ウ 質問への回答は就業促進課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

※就業促進課ホームページアドレス

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotai_saku/proposal/index.html

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)を参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

ウ 審査はまず、下記区分ごとに1次評価を行います。1次評価の結果、評価点が100点満点中50点に満たない区分があった事業者の提案は採択しません。

【1次評価の方法】

次の3区分につき、それぞれ100点満点で1次評価を実施。(審査基準①～③)

- ①「(A) OSAKAしごとフィールド運営事業」及び「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」
- ②「(C) 企業主導型保育推進事業」
- ③「(D) 公共職業訓練事業」

エ 続いて2次評価を行います。2次評価の結果、最優秀提案者の評価点が100点満点中60点に満たない場合は採択しません。

【2次評価の方法】

2次評価は、1次評価の点数を下記数式により換算した総合得点で評価。(審査基準④のとおり)

オ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

カ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査基準①

「(A) OSAKAしごとフィールド運営事業」及び「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度、充実度	事業目的及び事業内容について十分理解し、豊富な知識と裏付けのある確かな現状認識に基づく提案となっているか。	15点
事業の企画内容	<ul style="list-style-type: none">・新規登録者数の達成目標が達成可能な提案となっているか。・受付業務について、実施手法や、人員の配置は、利用者の特性に応じた的確な誘導が行える提案となっているか。・施設内に配置すべき物品、レイアウトは利用者にとって魅力のある提案となっているか。・具体的な就職活動を行っていない求職者等、求職者の特性に応じた効果的な広報手段の提案となっているか。・各種セミナー（求職者向け及び企業向け）実施業務について、利用者の特性に応じた効果的な内容の提案となっているか。また、企業向けには職場の環境整備の改善に効果的なセミナーが提案されているか。・具体的かつ効果的な集客型イベントのイメージ、集客の手法が提案されているか。・ホームページを利用したサービスについて、効果的な方策が提案されているか。・データベースシステムの構築について、効果的な事業運営のために必要なデータ収集、集計、分析が可能となる構想が提案されているか。・各種就職情報の収集、提供について、常に最新の情報収集、提供ができる内容の提案となっているか。・バックオフィス業務について、具体的に提案されているか。・就職決定調査業務について、効果的に業務を効率的に行うための手法、体制について具体的に提案されているか。	35点
事業実施にあたっての実現性・計画性及び効果検証	<ul style="list-style-type: none">・いずれの業務についても円滑に実施し目標を達成できる、具体的な事業計画が構築されており、現実的であり、実現可能性のある内容となっているか。また、事業効果を検証し、改善するスキームが確立されているか。・事業スケジュールは合理的かつ実現可能性がある提案がなされているか。	25点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none">・施設管理責任者をはじめ配置する人数やスキル等を明示のうえ、具体的な運営体制が提案されているか。・提案事業の実施が可能な体制を備えているか。他の行政機関や企業・団体等と効果的で具体的な連携が見込めるか。・障がい者の就職支援について、府の施策と連携した取組みが行える提案となっているか。・府立高等職業技術専門学校への就職支援やハローワークとの連携などについて、府の指示に従って柔軟な対応ができる体制になっているか。・関係事業との効果的な連携を行うことのできる体制になっているか。	25点

合 計	100 点
-----	-------

審査基準②「(C) 企業主導型保育推進事業」

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度、充実度	事業目的及び事業内容について十分理解し、豊富な知識と裏付けのある確かな現状認識に基づく提案となっているか。	15 点
企業向け事業周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢等の分析を行ったうえで、効率的かつ効果的な広報手段となっているか。 ・ 関係機関との連携を想定した提案となっているか。 ・ 実施方法や実施媒体など、現実的であり、実現可能性のある内容となっているか。 	20 点
企業向け事業所内保育施設設置支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業主導型保育事業の助成制度を理解し、具体的な支援内容の提案となっているか。 ・ 企業の保育施設設置に向けた検討状況に応じた具体的な支援内容やセミナーの提案となっているか。 ・ セミナーの実施にあたっては、企業満足度を高めることのできるものであり、実現可能性のある内容となっているか。 	30 点
企業間における連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業主導型保育事業を活用した保育施設の設置者同士が連携するための、具体的な手法の提案がなされているか。 ・ 求職者の保活を支援するための工夫がなされたデータベースであるか。 	20 点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施が可能な体制を備えているか。他の行政機関や企業・団体等と効果的で具体的な連携が見込めるか。 ・ 企業の支援ニーズの把握、本事業の企業への PR 等のための広報の実施を行うにあたり、府の指示に従って柔軟な取組みが行える体制になっているか。 ・ 公益財団法人児童育成協会や福祉部との連携などについて、府の指示に従って柔軟な対応ができる体制になっているか。 ・ 関係事業との効果的な連携を行うことのできる体制になっているか。 	15 点
合 計		100 点

審査基準③「(D) 公共職業訓練事業」

審査項目	審査内容	配点
運営体制	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う職業訓練サービスガイドライン研修を受講しているか。	5点
就職支援体制	就職支援に係る責任者と担当者が専任（週5日勤務）で配置されているか。	5点
	就職支援責任者又は担当者にキャリアコンサルタントが配置されているか。	5点
	「無料職業紹介事業の許可（届出）」または「有料職業紹介事業の許可」のいずれかを有している、若しくはグループ会社による職業紹介が可能であるか。	10点
公的職業訓練就職率	過去2年間に公的職業訓練の実施実績があり、就職実績が90%以上であるか。	10点
訓練中及び訓練修了後の就職支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内の雇用失業情勢や求人ニーズ等を把握・分析して、就職支援への取り組みに反映させているか。 ・ 訓練中におけるキャリアコンサルティングや面談等を通じて、受講生が希望する職種・就業形態などを踏まえたきめ細やかな就職支援となっているか。 ・ 訓練修了後も受講生への連絡を密にし、相談・アドバイスを行えるようにしているか。 ・ 具体的かつ実行性のある就職支援内容となっているか ・ 他者にはない独自の就職支援方法や就職支援に関する多様なネットワークを有しているか。 	65点
合 計		100点

審査基準⑤「総合評価」

審査項目		審査内容	配点
価格点以外	「(A) OSAKAしごとフィールド運営事業」及び「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」	1次審査の評価点×0.6 ※小数第1位以下切り捨て	60点
	「(C) 企業主導型保育推進事業」	1次審査の評価点×0.1 ※小数第1位以下切り捨て	10点
	「(D) 公共職業訓練事業」	1次審査の評価点×0.1 ※小数第1位以下切り捨て	10点
	大阪府施策への協力	大阪府の労働施策(公正採用選考人権啓発推進員の設置、大阪企業人権協議会・おおさか人材雇用開発人権センターへの加入・加入予定状況)への対応状況、障がい者の雇用状況を確認する。	5点
価格点	<p>《価格点の算定式》</p> <p>(A)～(D)の合計見積額について、最低見積額と比較して受託金額の見積額を審査する。</p> <p>「満点(15点)×(提案価格のうち最低価格÷提案価格)」</p> <p>※小数第1位以下切り捨て</p>		15点
合計			100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を就業促進課ホームページにおいて公表します。ただし、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

※アドレス (<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/proposal/index.html>)

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。なお、契約は下記のとおり2分割して締結します。

- ① 「(A) OSAKAしごとフィールド運営事業」「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」
「(C) 企業主導型保育推進事業」の3事業

⇒商工労働部雇用推進室就業促進課において締結。

- ② 「(D) 公共職業訓練事業」

⇒商工労働部雇用推進室人材育成課において締結。

(2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3) 契約金額の支払いについては、会計年度毎に精算払いとします。

ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契

約を締結しません。

- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます。）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

担当部局

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課就業支援グループ

所在地：〒540-0031 大阪府中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 11 階

電話：06-6360-9071

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(第6(2)関係) 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(第8(1)関係) 個人情報管理台帳(例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、FD○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員(業務責任者等)への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「**受注業者**」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「**入札参加停止措置中の者**」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 「**出向社員等**」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「**子会社**」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「**親会社**」とは法第2条第4号に定めるものをいう。